

**令和2年12月28日から、外為法に基づく輸出入手続等  
について押印が不要となります。**

許可・承認等の主な新様式は[こちら](#)を参照ください。

その他品目ごとの申請書類（添付書類を含む。）に係る新様式は、品目別のページからご確認ください。 [輸出承認対象貨物一覧](#) / [輸入承認対象貨物一覧](#)

なお、当面の間、旧様式による申請等も受理することとしていますが、順次、新様式にて申請等をお願いします。

また、押印廃止に伴い、①担当者の氏名、②担当者の連絡先について申請書類に必ず記載をお願いします。

※申請書類に記載欄がない場合は、①②を記載した送り状等を同封していただくか、レターパック等の送付元に記載してください。

申請書類の真正性の確認のため、必要に応じ担当者から連絡させていただく場合がございますのでご承知おきください。

<関連資料>

- ・ [押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令](#)  
※外為法関連：輸出貿易管理令、輸入貿易管理令、貿易関係貿易外取引等に関する省令
- ・ [外為法関連通達等の一部を改正する規程](#)